

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 規則

○埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部を改正する規則  
(自然環境課)

○埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則  
(産業人材育成課)

○埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則  
(県立学校人事課)

### 訓令

○職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令  
(人事課)

○技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令  
( )

○埼玉県警察本部長の保有する個人情報保護等に関する訓令の一部を改正する訓令  
(生活環境第一課)

### 告示

○特定非営利活動法人の設立に係る公告  
(東部振興)

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告  
(秩父振興)

○自動車税コールセンター運営等業務委託に関する入札公告  
(税務課)

○埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく低公害燃焼機器の普及の促進に関する指針の一部改正  
(青空再生課)

○大規模小売店舗の変更に関する公示  
(商業支援課)

○長井土地改良区の役員退任届  
(大里農林振興センター)

○測量法に基づく公共測量の実施  
(用地課)

○測量法に基づく公共測量の終了  
( )

### (用地課)

○和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧  
(都市計画課)

○和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧  
( )

○和光都市計画和光北インター地域土地画整理事業の決定  
(市街地整備課)

○和光都市計画白子三丁目中央土地画整理事業の決定  
( )

○県道さいたま東村山線の区域の変更  
(朝霞県土)

○県道青梅秩父線の区域の変更  
(飯能県土)

○県道青梅秩父線の区域の変更  
( )

○県道飯能下名栗線の区域の変更  
( )

○県道飯能下名栗線の供用の開始  
( )

○県道飯能下名栗線の供用の開始  
( )

○県道南飯能線の区域の変更  
(飯能県土)

○県道南飯能線の供用の開始  
( )

○県道蓮田鴻巣線の供用の開始  
(杉戸県土)

○開発行為に関する工事の完了公告  
(川越建築安全センター)

○建築協定  
( )

○開発行為に関する工事の完了公告  
( )

○熊谷建築安全センター  
( )

○越谷建築安全センター  
( )

○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則による医師の指定に係る告示  
(生活環境第一課)

○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則による医師の指定に係る告示  
( )

○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則による医師の指定に係る告示  
( )

## 規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県規則第七号

埼玉県知事 上田清司

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則の一部を改正する規則

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に基づく県内希少野生動植物種を定める規則(平成十二年埼玉県規則第四百十七号)の一部を次のように改正する。

本則の表イモリ科の項種名の欄中「イモリ」を「アカハライモリ」に改め、同表アナバチ科の項中「アナバチ科」を「フシダカバチ科」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

### 埼玉県規則第八号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則(昭和六十一年埼玉県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

2 条例第十一条ただし書の規定による還付は、前項の規定によるほか、災害その他やむを得ない事情により技能講習を中止したときに受講料を納付した者の請求により行うものとし、還付の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 技能講習の全部を中止したとき 既納の受講料の全額

二 技能講習の一部を中止したとき 当該技能講習の訓練の内容の区分に応じ、第十八条第一項各号に定める額に各区分の訓練時限数のうち中止した時限数を乗じて得た額(その金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の合計額

附則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県教育委員会委員長 松居和

### 埼玉県教育委員会規則第三十三号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「職員は」を「新たに職員となつた者は」に改める。

第六条を次のように改める。

(身上記録の報告)

第六条 新たに職員となつた者は、氏名、住所、学歴、免許資格、家族の状況等を、総務事務システム(職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。)により教育長に報告しなければならない。

2 職員は、氏名、住所、学歴、免許資格、家族の状況等に変更を生じたときは、その旨を総務事務システムにより教育長に報告しなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

(履歷書)

第六条の二 教育長は、職員の経歴に関する主要な事項を表示する履歷書を教育委員会が別に定める様式により作成するものとする。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十三条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条中「第五条」の下に「、第六条、第六條の二」を加える。

別表第十を次のように改める。

別表第十 削除

附則

この規則は、平成二十二年一月十八日より施行する。

訓令

埼玉県訓令第十七号

本庁 地域機関 埼玉県労働委員会事務局 埼玉県取用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程(昭和二十七年埼玉県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える。

3 所属長(埼玉県職員服務規程(昭和四十二年埼玉県訓令第四号)第二条第一項に規定する所属長をいう。以下同じ。)は、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、知事が別に定めるところにより、当該職員の休憩時間を午後零時から四十五分間とすることができる。この場合における当該職員の勤務時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

4 所属長は、前項の規定により休憩時間を四十五分間とした職員に対し、同項に規定する勤務時間の開始前に特に勤務を命ずる必要がある場合には、同項の規定にかかわらず、当該勤務日における勤務時間を午前八時十五分から午後五時までとし、午後零時から一時間を休憩時間とすることができる。

第二条第二項中「埼玉県職員服務規程(昭和四十二年埼玉県訓令第四号)第二条第一項に規定する所属長をいう。以下同じ。」を削る。

別表統計課の項中「一時間」の次に「又は45分」を加え、同表防災航空センターの項中「一時間」の次に「又は45分」を、「8時間30分」の次に「又は8時間15分」を加え、同表環境科学国際センターの項及び総合リハビリテーションセンターの項中「一時間」の次に「又は45分」を加え、同表精神保健福祉センターの項を次のように改める。

精神保健福祉センター	宿泊訓練又は緊急に医療を必要とする精神障害者等に対する業務に従事する職員	4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	4週間について8日とし、業務の実情に応じ所属長が定める。	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分、7時間45分を超える場合は2時間以内とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。
その他の職員		1週間につき38時間45分。ただし、週休日の振替を行う場合は、4週間を平均して1週間について38時間45分	上に同じ。	日曜日及び土曜日	勤務時間が7時間45分の場合は1時間又は45分とし、その時限は、業務の実情に応じ所属長が定める。

別表児童相談所の項中「一時間」の次に「又は45分」を加え、同表埼玉学園の項中「一時間以上」を「45分以上」とし、「一時間とし」を「一時間又は45分とし」に改め、同表県立大学の項中「一時間又は」を「一時間、45分又は」に改め、同表高等看護学院の項中「一時間」の次に「又は45分」を加える。

附則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。

埼玉県訓令第十八号

本庁 地域機関

技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

## 技能職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の勤務時間等に関する規程(昭和四十四年埼玉県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

別表管理課の項中「一時間」の次に「又は45分」を加え、同表婦人相談センターの項中「一時間」を「45分」に改め、同表総合リハビリテーションセンターの項中「一時間」の次に「又は45分」を加え、同表中央児童相談所の項中「一時間以上」を「45分以上」に改め、同表越谷児童相談所の項中「一時間」の次に「又は45分」を加え、同表埼玉学園の項中「一時間」を「45分」に改め、同表秩父高原牧場の項中「一時間とし」を「一時間又は45分とし」に、「一時間以上」を「45分以上」に改め、同表農業高等学校の項中「一時間」を「45分」に改め、同表農林総合研究センターの項中「一時間」の次に「又は45分」を加える。

## 附則

この訓令は、平成二十二年一月一日から施行する。

## 埼玉県警察本部訓令第22号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報保護等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月4日

埼玉県警察本部長 松本治男

埼玉県警察本部長の保有する個人情報保護等に関する訓令の一部を改正する訓令

埼玉県警察本部長の保有する個人情報保護等に関する訓令(平成18年埼玉県警察本部訓令第14号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「別記様式第9号」を「別記様式第30号」に改める。

## 附則

この訓令は、平成21年12月4日から施行する。

## 告示

## 埼玉県告示第千五百九十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生

活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日  
平成二十一年十一月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人リスクマネジメント研究所

三 代表者の氏名

小平長信

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目十番十九

号GSハイム三〇九号

五 定款に記載された目的

この法人は、企業のあらゆる危険、リスクの防止と予防、阻止のための研究(例として企業の倒産防止)、及び管理としてのマネジメント活動を行うこと、並びに会計の教育(会計士・税理士・簿記の公的資格の取得)を行うことを目的とする。

## 埼玉県告示第千五百九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-ngo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十一月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人円樹会

三 代表者の氏名

片山 大輔

四 主たる事務所の所在地

埼玉県桶川市下日出谷西一丁目十一番地の七

五 定款に記載された目的

この法人は、弱者の自立支援、及び高齢化社会に寄与し、福祉の増進を図ることを目的とする。

埼玉県告示第千五百九十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並

埼玉県告示第千五百九十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url: <http://www.saitamaken-npo.net/>))による縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十一月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 みぞび

三 代表者の氏名

小澤眞里子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県秩父市山田一七二四番地九

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、各自が地域での安全で安心した、落ち着いた生活ができるよう支援事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

自動車税コールセンター運営等業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年12月31日(金)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県大宮合同庁舎

(5) 入札方法

入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 自動車税等コールセンター運営業務入札参加資格等に関する公示(平成21年埼玉県告示第1568号)に基づき、入札参加資格者としてA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 仕様書に基づき業務を実施する能力を有すること(詳細は、入札説明書及び

仕様書による。)

(6) ISMS 認証又はプライバシーマークの認定を受けていること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 埼玉県総務部税務課総務・企画担当 岩本 電話048-830-2640 (直通)

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

(3) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町 1 丁目124番地 埼玉県大宮合同庁舎 2 階管理室 平成21年12月11日(金) 午前10時30分

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県大宮合同庁舎 2 階管理室 平成21年12月25日(金) 午後 1 時30分

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成21年12月18日(金) 午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成21年12月18日(金) 午後 5 時までに埼玉県総務部税務課総務・企画担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-2640(直通))へ提出すること。

(7) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第百九十九号

平成十四年埼玉県告示第百九十九号

(埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく低公害燃焼機器の普及の促進に関する指針)の一部を次のように改正し、平成二十一年十二月四日から施行する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田 清司

別表の一の表小規模ボイラーの項中「60ppm 以下」を「50ppm 以下」に改める。

埼玉県告示第百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ふじみ野東口駅ビル

富士見市勝瀬原特定土地区画整理事業七四街区一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ふじみ野東口駅ビル

(変更後) ふじみ野東口駅ビル

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社東武ブックス (住所、代表者省略 以下同じ)

株式会社東武ストア

(変更後) 株式会社東武ブックス

株式会社東武ストア

ミネ医薬品株式会社 代表取締役 中村好正

東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目七十六番地一号

株式会社鶴岡レーシング 代表取締役 鶴岡英実

ふじみ野市南台二丁目二番二号

## ハ 変更年月日

平成二十一年九月二十九日

## ニ 届出年月日

平成二十一年十一月十日

## 二 縦覧期間

平成二十一年十二月四日から平成二十二年四月五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月四日から平成二十二年四月五日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 埼玉県告示第千六百一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

UNICUS秩父

秩父市大宮字下上野台九百五外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤオコー 代表取締役社長 川野清巳

川越市脇田本町一番地五 他未定

(変更後) 株式会社ヤオコー 代表取締役社長 川野清巳

川越市脇田本町一番地五

秩父市商店連盟連合会 会長 島田憲一

秩父市宮側町の七 他十社

## ハ 変更年月日

平成二十一年十一月十八日

## ニ 届出年月日

平成二十一年十一月十八日

## 二 縦覧期間

平成二十一年十二月四日から平成二十二年四月五日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月四日から平成二十二年四月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

クッキープラザ

久喜市中央一丁目一番二十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) サリアビル

(変更後) クッキープラザ

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前) 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役 田嶋 誠

千葉県市川市市川一丁目九番二号 他未定

(変更後) 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役 田嶋 誠

千葉県市川市市川一丁目九番二号

株式会社リヴィングランドダイマル 代表取締役 大熊研一

久喜市中央四丁目一番四号

株式会社ポ・ポ 代表取締役 新井一三三

久喜市中央二丁目九番三十八号 他五社

ハ 変更年月日

平成二十一年十一月十五日

ニ 届出年月日

平成二十一年十一月二十日

二 縦覧期間

平成二十一年十二月四日から平成二十二年四月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年十二月四日から平成二十二年四月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、長井土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

職名 氏名 住所

理事 藤野 章 熊谷市上須戸八五三番地一

埼玉県告示第千六百四号

測量計画機関の長である三郷市長木津雅晟から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量(三級基準点測量)

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十一年十一月二十日から平成二十二年三月十九日まで

埼玉県告示第千六百五号

測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

規定により公示する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

川口市

二 作業種類

公共測量(二級基準点 四点、三級基準点 三十六点、(道路台帳図等補正測量作業その二))

三 作業地域

川口市安行地区

四 作業期間

平成二十一年十一月六日から平成二十二年三月三十一日まで

埼玉県告示第千六百六号

平成二十一年埼玉県告示第九百三号で公示した公共測量(四級基準点測量・四級水準測量)は、平成二十一年十一月十三日終了した旨測量計画機関の長である行田市市長工藤正司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百七号

和光市から和光都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百八号

和光市から和光都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百九号

和光市から和光都市計画和光北インテック1地域土地画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百十号

和光市から和光都市計画白子三丁目中央土地画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県知事 上田清司

平成二十一年十二月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 山口文平

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま東村山線

三 道路の区域

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池博

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	新座市野火止四丁目七七三番一〇一地先から同市あたご二丁目二四三番地先まで	区間	九・九一 一〇・二七	一八八六・〇二	道路改築整備工事による
			一八・〇〇 二〇・〇七		

新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	飯能市大字上名栗字新井一一三番一〇一地先から同市大字上名栗字名郷一一九五番八地先まで	区間	五・六四 一六・七四	四六〇・三六	地方特定道路(改築)整備工事による。
			一〇・九〇 三八・三七		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路課

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池博

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
青梅秩父線	飯能市大字上名栗字新井一一三番一〇一地先から同市大字上名栗字名郷一一九五番八地先まで	平成二十一年十二月四日	延長四六〇・三六メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 飯能下名栗線  
三 道路の区域

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
旧	飯能市大字赤沢字日影東一八六番六地先から同市大字赤沢字日影西二二四番六地先まで	八・八〇 一・二・七二	二六〇・一〇	平成十八年二月十七日埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三号の道路予定区域の一部変更である。
新		八・八〇 一・三・一七		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
飯能下名栗線	飯能市大字赤沢字日影東一八六番六地先から同市大字赤沢字日影西二二四番六地先まで	平成二十一年十二月四日	延長二六〇・一〇メートル

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

一 道路の種類 県道

二 路線名 南飯能線  
三 道路の区域

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

新	旧	旧新別	区間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			飯能市大字中藤下郷字向ヶ谷戸一四二番一地从り同市大字中藤下郷字向ヶ谷戸一二五番一地从りまで	九・八一 一二・三六	九五・三五	平成十七年五月二十日埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十八号の道路予定区域の一部変更である。
				九・五一 一四・二四		

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期	日	備	考
南	飯	能	線	飯能市大字中藤下郷字柚木谷戸一七二番一地从り同市大字中藤下郷字向ヶ谷戸一二五番一地从りまで	平成二十一年十二月四日	延長二四九・〇〇メートル 平成十七年五月二十日埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十八号の一部、平成二十一年十二月四日埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十七号の道路予定区域の供用開始である。												

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 蓮池 博

路	線	名	供	用	開	始	の	区	間	供	用	開	始	の	期	日	備	考
南	飯	能	線	飯能市大字中藤下郷字種木原四五四番一地从り同市大字中藤下郷字種木四六三番一地从りまで	平成二十一年十二月四日	延長一三八・六〇メートル 平成十七年五月二十日埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十八号の道路予定区域の一部供用開始である。												

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成二十一年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環

境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成二十一年十二月四日  
 埼玉県杉戸県土整備事務所長 平井 順一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道蓮田鴻巣線	蓮田市御前橋一丁目八五五番一六地先から同市御前橋一丁目一二九五番四地先まで	平成二十一年十二月四日	延長二九四・五〇メートル 平成二十年一月二十二日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号で告示した道路区域の供用の開始である。

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十二号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月四日  
 埼玉県川越建築安全センター所長  
 若林 祥文

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 埼玉県南埼玉郡菖蒲町大字下栢間二六九一番地四  
 鈴木 千恵

二 検査済証番号  
 平成二十一年十一月二十七日  
 第二一〇一三〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称  
 比企郡滑川町大字都四七―三、一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 埼玉県比企郡滑川町大字月輪七九七番地四  
 株式会社 武蔵鉄工  
 代表取締役 林 茂

一 許可番号  
 平成二十一年八月二十一日  
 指令川建セ第二二〇〇六一〇号

二 検査済証番号  
 平成二十一年十一月二十七日  
 第二一〇一三二二号

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十三号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十二月四日  
 埼玉県川越建築安全センター所長  
 若林 祥文

一 許可番号  
 平成二十一年十月二十一日  
 指令川建セ第二二〇〇九二〇号

二 建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告

三 開発区域に含まれる地域の名称  
 比企郡滑川町大字羽尾字天神前一五二二番一

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十四号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号)第七十三条第一項の規定により建築協定を認可したので、次のとおり公告

平成二十一年十二月四日  
 埼玉県川越建築安全センター所長  
 若林 祥文

一 建築協定認可申請者の代表者の住所及び氏名  
 比企郡鳩山町鳩ヶ丘二丁目一番五号  
 山崎 利治

二 建築協定区域  
 比企郡鳩山町楓ヶ丘二丁目六百六十四番五百十五号他五十四筆

で、公告する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年十一月十八日

指令川建セ第二一〇一一八〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月三十日

第二一〇一三三三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字地頭方字新田四〇

一一の一、四〇一一二、四〇二一

二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉見町大字地頭方四〇一番地二

關根 久

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県熊谷建築安全センター所長

新藤 巧

一 許可番号

平成二十一年九月十五日

指令熊建セ第二一〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十七日

熊建セ第百四十三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字琴寄字前通の

巷六五八一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡大利根町大字琴寄六八三番

地 島田 徳三

島田 徳三

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

千百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第二十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成二十一年十二月四日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年十月二十三日

指令越建セ第二一〇一一五〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十七日

第三一三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮字新田前二

六二一三、二六二一五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮二六二一五

有安 正規

埼玉県公安委員会告示第345号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づき埼玉県公安委員会が行う医師の指定に関する規則(平成21年埼玉県公安委員会規則第4号)第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により公示する。

平成21年12月4日

埼玉県公安委員長 高 梨 邦 彦

医師の氏名	勤務先の名称	勤務先の所在地	診断の対象者
山内 俊雄	埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町大字毛呂本郷38番地	銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条第1項第3号に規定する政令で定める病气(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第8条第3号に定める病気を除く。)にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
岡島 宏明	社会福祉法人毛呂病院	同 上	同
大平 英範	医療法人緑光会東松山病院	東松山市大字大谷4160番地2	同
相川 博	大宮西口メンタルクリニック	さいたま市大宮区桜木町2丁目2番13号第2ユニオンビル4階	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病气にかかっている者
同 上	同 上	同 上	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第16項に規定する認知症である者

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一―一(代表)
埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇―二(代表)